

「世界発信コンペティション」

募集要項

2020年2月

1 趣旨

東京では「スポーツ・健康」「バリアフリー」「環境」「観光・おもてなし」をはじめとする幅広い分野で中長期的に様々なビジネスチャンスが見込まれています。

「世界発信コンペティション」は、中小企業の製品・技術、サービスの開発や販路開拓を促進し、その優れた製品やサービスを国内外に発信するため、「製品・技術（ベンチャー技術）部門」「サービス部門」の2つの部門でコンペティションを実施します。革新的で将来性のある製品・技術、サービスについて表彰し、開発・販売等奨励金を交付します。

2 部門

次の2部門において特に優秀と認められるものを表彰します。

- (1) 製品・技術（ベンチャー技術）部門 (2) サービス部門

3 募集内容

次の(1)～(3)をすべて満たす製品・技術、サービスとします。

- (1) 革新的で将来性のある製品・技術、サービス

- (2) 【製品・技術（ベンチャー技術）部門】

製品・技術の開発が終了し、応募受付までに日本国内において自社名義※で販売又は提供を開始している製品・技術

- 【サービス部門】

サービスの開発が終了し、応募受付までに日本国内において自社名義※で販売又は提供を開始しており、売上実績があるサービス

※中小企業団体等であれば団体名義、中小企業グループであれば、応募したグループのいずれかの企業名義

- (3) 商品化から5年未満（2015年5月1日以降）の製品・技術、サービス

- ※注意** ・同一の製品・技術、サービスを両部門に応募することはできません。
・過去に世界発信コンペティション又は東京都ベンチャー技術大賞に応募した製品・技術、サービスと全く同一の内容での応募はできません。ただし、当該製品・技術、サービスに機能等が付加され、ユーザーの視点から見て機能・性能が大幅に向上した場合は、応募することができます。

4 応募資格

応募資格は、次の（１）～（４）をすべて満たす都内の中小企業者（注１）です。

（１） 次の組織形態のいずれかに該当するもの

ア 以下に該当する中小企業、中小企業団体等（注２）、又は代表企業が以下に該当する中小企業グループ（注３）

都内に本店または支店が登記されており、本店所在地が都外の場合、都内の事業所における法人事業税の分割基準の割合が最も高いもの（＊）。かつ、会社概要・カタログ・ホームページ・名刺等の記載から総合的に判断し、客観的に見て都内に根付く形で事業活動を実質的に営むもの。

＊「確定申告書」（第６号様式）及び「確定申告書別表 課税標準の分割に関する明細書」（第１０号様式）で確認できます（<http://www.tax.metro.tokyo.jp/shomei/index-z1.html>）。

イ 個人事業主

開業届や確定申告書により、客観的に見て都内に根付く形で事業活動を実質的に営むもの。

（２） 別紙１の業種に該当しないもの

（３） 応募製品・技術、サービスについての技術上・製造上の責任を負うことのできるもの（注４）

（４） 次に掲げる除外事由に該当しないもの

- ・過去５年の間に法令等に違反した事実のあるもの、また法令等に違反するおそれがあるもの。
- ・暴力団（東京都暴力団排除条例（平成２３年東京都条例第５４号。以下「条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）に該当するもの。また、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等（条例第２条第３号に規定する暴力団員及び同条第４号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当するもの。

注１ 中小企業者とは

資本金または従業員について、下記のいずれかを満たすものです。

業種	資本金	常時雇用する従業員
①製造業・建設業・運輸業・ソフトウェア業・情報処理サービス業・その他の業種（②～④を除く）	３億円以下	３００人以下
②卸売業	１億円以下	１００人以下
③サービス業	５，０００万円以下	１００人以下
④小売業	５，０００万円以下	５０人以下

注２ 中小企業団体等とは

中小企業等協同組合法に基づく組合（事業協同組合等）又は中小企業団体の組織に関する法律に基づく中小企業団体（協業組合等）であって、その構成員の半数以上が都内で実質的に事業を営む中小企業であるもの。

注3 中小企業グループとは

複数の中小企業者で構成するグループで、次の要件をすべて満たすものです。

- ・都内で実質的に事業を営む中小企業を代表企業として設定し、代表企業がグループを代表して応募用紙を提出の上、代表して開発・販売等奨励金を受領すること。
- ・代表企業が、グループ構成企業と共同事業の実施に係る契約等を締結していること。

注4 応募製品・技術、サービスについての技術上・製造上の責任を負うことのできるものとは

主として開発や製造を行っているもの（ファブレス企業を含む）です。

※製品の場合、工場を持たずに製造工程を他社へ委託している事業者等であっても、自らが企画・製造元で、自社製品として販売する場合は対象となります。

ただし、製造責任について法律の規定がある場合は、製造にかかる許認可等が必要です。

※サービスの場合、提供するサービスの主たる部分を自ら実施する事業者が対象となります。

※製品・技術、サービスの製造元ではない事業者（販売代理店等）からの応募は対象外です。

注5 大企業が実質的に経営に参画している中小企業者の場合、審査において中小企業支援の観点から受賞が適当かを判断する場合があります。

※大企業とは、前記に該当する中小企業者以外の者で、事業を営む者をいいます。

ただし、次に該当するものは除きます。

- ・中小企業投資育成株式会社
- ・投資事業有限責任組合

※大企業が実質的に参画しているとは、次のいずれかの場合です。

- ・大企業が単独で発行株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有または出資している
- ・大企業が複数で発行株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有または出資している

5 各賞及び開発・販売等奨励金

各賞は次のとおりです。

【製品・技術（ベンチャー技術）部門】

- (1) 東京都ベンチャー技術大賞・・・300万円（1企業）
- (2) 東京都ベンチャー技術優秀賞・・・150万円（2企業程度）
- (3) 東京都ベンチャー技術奨励賞・・・100万円（2企業程度）
- (4) 東京都ベンチャー技術特別賞・・・50万円（10企業程度）

【サービス部門】

- (1) 東京都革新的サービス大賞・・・300万円（1企業）
- (2) 東京都革新的サービス優秀賞・・・150万円（2企業程度）
- (3) 東京都革新的サービス奨励賞・・・100万円（2企業程度）
- (4) 東京都革新的サービス特別賞・・・50万円（10企業程度）

また、各賞受賞企業の中から、女性経営者や開発者等を対象として賞を贈呈する場合があります。
なお、該当がない場合もあります。

6 審査

審査は、部門ごとに、各分野の専門家や有識者等からなる審査委員によって審査会を組織し、審査基準に基づいて行います。ただし、応募企業と明らかな利益相反の関係にあると認められる審査委員は、当該企業の審査には関与しません。審査会は非公開です。審査の途中経過及び審査結果・内容についてのお問合せには一切お答えできませんので、予めご了承ください。

(1) 審査基準

以下の審査基準について極めて高い水準にあると判断されるものを受賞の対象とします。

【製品・技術（ベンチャー技術）部門】

① 新規性・創造性

創造的なアイデアに富んだ新しい製品・技術開発である

- ・従来にない要素があり、新規性に富んでいる
- ・業界等において既に普及しているものではない
- ・高度な技術を活用している
- ・創造的なアイデアに富んでいる

② 技術的完成度

完成度の高い製品・技術開発である

- ・品質・性能において従来のもものと比較して優秀である
- ・技術的な波及効果が期待できる
- ・安全性・安定度・信頼性が高い
- ・使用環境への配慮が行き届いている

③ 独自性

- ・自社で開発した製品・技術である
- ・自社の製品・技術として独占的に活用している（知的財産権の活用等）

④ 市場性

市場性の高い製品・技術開発である

- ・社会のニーズに応えている
- ・価値に見合う価格である
- ・量産に適している
- ・経済的効果が期待できる

⑤ 成長性

- ・応募製品・技術開発により事業や雇用が拡大できる
- ・地域の産業の発展を導いている
- ・国内のみならず、世界への発信が期待できる

【サービス部門】

① 新規性・創造性

- ・従来にない画期的なサービスである
- ・人々をわくわく・感動させるような創造性のあるサービスである

- ② 完成度
 - ・品質において従来のもものと比較して優秀である
 - ・すぐに使用・活用できる
 - ・波及効果が期待できる
- ③ 独自性
 - ・自社（又は自社を含むグループ）で開発したサービスである
 - ・顧客の問題を解決するための独自性のある資源（知的財産権、ノウハウ等）が含まれている
- ④ 市場性
 - ・社会のニーズに応じている
 - ・サービスの持続的な提供ができる
 - ・地域経済への効果が期待できる
 - ・応募分野での需要が見込まれる
- ⑤ 成長性
 - ・応募サービスにより、従業員、顧客の満足度が高まり雇用の拡大が期待できる
 - ・国内のみならず、世界への発信が期待できる

（２）審査方法

①一次審査（書類審査）

応募された全ての製品・技術、サービスについて、応募時に提出していただく書類を専門家・有識者等が審査します。

一次審査を通過した企業の方々には、今後の審査で使用する資料の作成をお願いしております。

②二次審査（プレゼン審査）

一次審査を通過した製品・技術、サービスについて、プレゼン形式で専門家・有識者等が審査します。プレゼンは事前に提出いただいた書類に基づき行っていただきます。製品・技術、サービスの実物サンプルの持込みや実演が可能です。詳細は、一次審査の結果通知と併せてお知らせいたします。

※必要に応じて、プレゼン後に本社・製造工場等への企業訪問を行う場合があります。

③三次審査（表彰候補審査）

二次審査を通過した製品・技術、サービスについて、専門家・有識者等が審査を行い、表彰候補を決定します。

④審査結果

三次審査終了後、表彰式までに審査結果を通知します。

7 表彰式（予定）

2020年「世界発信コンペティション」受賞製品・技術、受賞サービスの発表は、『産業交流展2020』会場で行う予定です。また、表彰式において、大賞・優秀賞・奨励賞受賞者につきましては、会場内特設ステージで東京都知事から表彰状及び副賞の贈呈を行う予定です。

表彰式のご案内は、最終結果を応募者に通知する際に、あわせて送付します。

月日：2020年11月上旬（予定）

会場：『産業交流展2020』（東京ビッグサイト・江東区青海1丁目）

8 製品・技術、サービス情報の取扱い

三次審査を通過した製品・技術、サービスについては、応募用紙に記載されている情報を、表彰式や報告書などの公表用データとして使用する場合がございますので、公表可能なデータをご提出ください。応募時以降に応募用紙の記載事項について変更が生じた場合は、速やかに「記載事項変更届」（別紙2）を提出して下さい。

なお、受賞された場合は、受賞者の承諾を得た範囲で、その製品・技術、サービスの情報が一般に公開されますので、写真等の使用にあたっては、必ず権利者の承諾を得た上でご応募ください。

9 受賞者に対する支援

(1) 「産業交流展2020」への無料出展

三次審査を通過した製品・技術、サービスは、11月上旬（予定）に東京ビッグサイトで開催される「産業交流展2020」にブースを設けてご出展いただけます。小間料は東京都が負担いたします。

なお、産業交流展における展示は、原則として「世界発信コンペティション」にご応募いただいた製品・技術、サービスの展示とさせていただきます。

(2) 受賞製品等パンフレットでの広報

受賞製品・技術、サービスをまとめたパンフレットを発刊し、情報発信・PRします。受賞した製品・技術、サービスについては掲載に必要な写真と原稿の提出をお願いします。

(3) 東京都ホームページでの紹介

世界発信コンペティションホームページ (http://www.tokyo-kosha.or.jp/sekai_2020/compe/) や東京都HP（英語版）において、表彰式の模様や受賞製品・サービス等を紹介します。

(4) 受賞ロゴマークの使用

希望する受賞企業は、受賞製品・サービス等のPRのために受賞ロゴマークを使用することができます。

(5) 他のコンテストや展示会への推薦

希望する受賞企業は、推薦が必要な他団体のコンテストや展示会に受賞製品・サービス等を応募する際、東京都（産業労働局商工部）からの推薦を受けることができます。

※東京都が費用等を負担するものではありません。

※コンテストや展示会等の趣旨や応募内容によっては、推薦ができない場合もございます。

※詳細については、希望する受賞企業へご連絡いたします。

(6) その他

公益財団法人東京都中小企業振興公社等の各種施策を通じて、経営及び技術面でのアドバイス、マーケティング支援を行います。

10 応募方法

(1) 応募受付期間

2020年2月5日(水)～**2020年4月24日(金) 17時必着**

(受付時間：平日9時～12時、13時～17時)

(2) 提出方法

10(3) 応募書類一式をご準備の上、**13提出先**まで郵送又は持参してください。

なお、持参の場合は、持参日時を事前に予約してください。

【事前予約について】

2020年4月17日(金) 17時までに、持参日時をご連絡ください。

13提出先に電話でご連絡をお願いいたします。

※申込順のため、希望日時以外でのご提出をお願いすることがあります。

※応募締切日直前は混雑が予想されますので、早めのご予約をお願いいたします。

(3) 応募書類

【提出にあたって】

- 書類はクリップで留めて提出してください。
 - ※ホッチキス不可(②履歴事項全部証明書の正本以外)
- 提出書類は、可能な限り両面印刷でご提出ください。
- ①応募用紙はパソコン等を用いて作成してください。

写しは、カラー・白黒問いませんが、図や写真がつぶれてしまわないよう、ご注意ください。
- ②及び③は自社の状況に応じた書類をご提出ください(提出書類一覧のアルファベット参照)。
- ③直近2期分の決算報告書について、決算期の都合上、応募時に直近2期分を出すことが難しい場合は、前期分と前々期分をご提出ください。
- ④知的財産に関する書類について、出願明細書・公報等に図面が入っているものについては、図面もご提出ください。
- 提出書類の返却は行いません。
- 書類に不備がある場合は、再提出を求めることがあります。また、指定期間内に書類が整備されない場合には無効となります。

提出書類一覧		
提出	提出書類	部数
必須	① 応募用紙(代表者印(丸印)をご捺印ください)	正:1部 写:2部
必須 ・法人…a ・個人事業主…b・c ・中小企業団体等 …d～f	② a 履歴事項全部証明書(発行から3か月以内)	正:1部 写:2部
	b 住民票記載事項証明書	正:1部 写:2部
	c 開業届(提出は任意)	写:各3部
	d 組合の定款	写:各3部
	e 組合員名簿	
f 総会議事録		

<p>必須</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業後3期以上…g ・創業後2期目…gの直近1期分 ・創業後1期目…h・i ・個人事業主…j・k 	<p>③ g 直近2期分の決算報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表 ・損益計算書 ・販売費及び一般管理費内訳書 ・製造原価報告書 ・株主資本変動計算書 ・個別注記表 ・その他付属明細書 	写:各3部
	h 会社の事業内容を記載したもの(書式は任意)	各3部
	i 流動資産と固定資産の概要を記載した書類(書式は任意)	
	<p>j 直近2期分の所得税の確定申告書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・白色申告の場合…収支内訳書(2ページあり) ・青色申告の場合…青色申告決算書(4ページあり) <p>k 直近2期分の貸借対照表(書式は任意)</p> <p>※青色申告の場合、決算書の4ページ目がある場合は不要</p>	写:各3部
<p>出願・権利化の状況に応じて提出</p>	<p>④知的財産に関する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(出願済、公開前の場合)出願明細書・出願番号がわかる書類 ・(公開済、権利化前の場合)公開特許公報 ・(権利化後の場合)特許(掲載)公報 ・(他社権利利用の場合、上記に加えて)実施許諾契約書 	写:各3部
任意	⑤製品・技術/サービスのカタログ・パンフレット	3部
	⑥製品・技術/サービスの特徴を示す資料(プレゼン資料等)	3部
	⑦品質・安全性等に関する試験証明書、取扱説明書、使用環境、稼働状態を示す資料等(書式は任意)	3部
以下については、該当の場合のみご提出ください。		
グループ応募の場合	⑧グループ全社分の②、③	②は正:1部、写2部 その他は写:各3部
	⑨共同事業の実施に係る契約書等の証明書類	
本店所在地が都内でない法人の場合	⑩確定申告書 第6号様式	写:各3部
	⑪ 確定申告書別表 第10号様式	

1.1 2020年開催スケジュール（予定）

応募受付	2月5日（水）～4月24日（金）
一次審査（書類審査）	5月初旬～6月中旬
二次審査（プレゼン審査）	6月下旬～7月中旬
企業訪問等	7月～8月
三次審査（表彰候補審査）	8月初旬～9月初旬
表彰式	11月上旬（予定）

1.2 留意事項

（1）特許権などの取り扱い

特許権・意匠権・商標権・著作権などの知的財産権に関する責任、品質や安全性などに関する責任は、応募者が負うものとします。世界発信コンペティションによる表彰は、受賞製品・技術、サービスの安全性、品質等を東京都が保証するものではありません。

（2）申込み情報の取り扱い

- ・今後、都または公益財団法人東京都中小企業振興公社が行う各種事業のご案内送付やアンケート調査依頼等を行う場合があります。
- ・上記業務以外での第三者への情報提供は行いません。

（3）事故、損害等について

東京都及び審査会は、世界発信コンペティションで表彰した受賞企業が行う事業活動により生じた事故、損害等に対する責任について、その理由の如何を問わずこれを負いません。

（4）受賞の取り消しについて

受賞企業が以下のいずれかに該当した際は、受賞を取り消し、開発・販売等奨励金がすでに交付されている場合は、返還を求めることがあります。

- ・世界発信コンペティションの目的を著しく損なうような行為若しくは虚偽の事実や記載があったと認められる場合
- ・自社又は販売代理店等の関連企業が、投資の勧誘等、受賞製品・技術、サービスの販売促進以外の目的で世界発信コンペティションを使用した場合
- ・法令違反など、社会通念上受賞企業とすることがふさわしくなく、また東京都及び公益財団法人東京都中小企業振興公社の事業に対する信用を失墜させる行為があったと認められる場合
- ・暴力団（条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に該当する、また、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当すると判明した場合
- ・受賞製品・技術、受賞サービスについて、特許権等の侵害など重大な障害があると認められる場合
- ・ロゴマーク取扱要領の規定に反するロゴマークの使用が認められる場合

1.3 応募書類提出先、問合せ先

【製品・技術（ベンチャー技術）部門、世界発信コンペティション事業全般に関すること】

東京都産業労働局商工部創業支援課

住 所 〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第一本庁舎 20階中央

【最寄駅】 都営地下鉄大江戸線「都庁前駅」、J R 「新宿駅」ほか

電話 (03) 5320-4745

MAIL S0000474@section.metro.tokyo.jp

【サービス部門】

公益財団法人東京都中小企業振興公社

事業戦略部中小企業世界発信プロジェクト事務局

住 所 〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉町ビル9F

【最寄駅】 J R 「秋葉原駅」ほか

電 話 (03) 5822-7239

MAIL compe@sekai2020.jp

【参考】 よくある質問はこちら <https://www.tokyo-kosha.or.jp/sekai2020/compe/pdf/FAQ.pdf>

別紙 1

応募対象外業種（平成 25 年 10 月改定「日本標準産業分類」による）

(1)「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」により規制の対象となるもの
(2)金融業・保険業
(3)競輪・競馬等の競走場、競技団
(4)芸ぎ業、芸ぎ幹旋業
(5)興信所
(6)集金業、取立業
(7)易断所、観相業、相場案内所
(8)宗教団体
(9)政治・経済・文化団体
(10)行政サービス
(11)その他公序良俗に反する事業

東京都産業労働局長 殿

[申請者]

所在地：

名称：

代表者名：

印

記載事項変更届

世界発信コンペティション応募用紙の記載事項について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 変更事項

2 変更の理由

3 変更の内容

変更前	変更後

(注) 本店所在地変更（都外に本店がある企業は支店所在地変更の場合を含む）の場合は、変更手続き後の履歴事項全部証明書を添付すること